参照条文

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)(抄)
 - (行政機関非識別加工情報の作成等)
- 第44条の10 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。
- 2 略
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の 提供に関する規則」(平成29年個人情報保護委員会規則第1号))(抄)
 - (行政機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準)
- ☆第11条 法第四十四条の十第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
 - 四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を 踏まえて適切な措置を講ずること

地方公共団体の保有する個人情報の特性に応じた加工について(技術検討ワーキンググループとりまとめ)

几例

- 〇 個人情報保護委員会規則
 - : 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工 情報の提供に関する規則(平成29年3月31日個人情報保護委員会規則第1号)
- 行個法についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編)
 - : 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編)(平成29年3月 個人情報保護委員会)

地方公共団体の保有する個人情報の特性に応じた加工について

- 平成28年に開催した「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」で整理したとおり、非識別加工情報の作成・提供の仕組みの目的が、官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくことであることに鑑み、民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報・非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適当である。
- 加工の基準については、民間、国と同等の内容としつつ、具体的な運用にあたっては、地方公共団体が保有する個人情報の特性を踏まえた対応が可能となるよう、国の行政機関非識別加工情報の加工方法に関するガイドラインの内容を基本としつつ、地方公共団体の特性を踏まえて整理を行い、必要に応じ情報提供することが必要である。
- *○ 検討会に設置された技術検討ワーキンググループにおいて審議が行われ、
 - (i)事業者の非識別加工情報の活用方法や個人情報ファイルの性質等を勘案して、住所の加工方法を(県単位や市町村単位へ置き換えることに限らず)判断するための例示、
 - (ii)地方公共団体が、悉皆性のあるデータを保有する可能性があるという特性を踏まえ、レコードー部抽出(いわゆるサンプリングの手法を含む。)等の加工手法について例示
 - 等について整理されたところであり、その内容を必要に応じ地方公共団体に情報提供することが必要である。
 - なお、本資料に掲載された非識別加工の事例は、一般的に考えられる加工の例示であり、これらの例示に 縛られるものでない。実際にどの情報の項目をどこまで加工するかということについては、民間事業者側の提 案の内容を踏まえつつ、個人情報ファイルに含まれる情報の項目やレコードの数等に応じて判断することとな る点に留意したうえで、適切な対応が求められる。

1. 個人情報保護委員会規則第11条第1号に関するガイドラインの事例に対する補足

- 〇行個法についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編) (抄) P11
- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該 全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含 む。)。

【想定される加工の事例】

- 事例1)氏名、住所、生年月日が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の1から3までの措置を講ずる。
 - 1)氏名を削除する。
 - 2)住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
 - 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。
- 事例2)氏名、住所、電話番号が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の1、2の措置を講ずる。
 - 1)氏名、電話番号を削除する。
 - 2)住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
- 〇上記【想定される加工の事例】に、以下の内容を補足する。
- ※住所を〇〇県△△市◇◇町に置き換える場合は、生年月日を生年に置き換える。ただし、〇〇県△△市 ◇◇町の住民で同じ生年の個人の数が少ないなど、特定の個人を識別する恐れがあるときは、生年を 10年単位に丸める。

2. 個人情報保護委員会規則第11条第4号に関するガイドラインの記述に対する補足

- 行個法についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編)(抄) P14
- (4) 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の 記述等に置き換えることを含む。)。

一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがあるものである。そのため、行政機関非識別加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

ここでいう「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しない。実際にどのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要。がある。

他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。例えば、特異な記述等をより一般的な記述等に置き換える方法もあり得る。

なお、規則第11条第4号の対象には、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等が該当する。他方、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報ファイルの性質によるものは同条第5号において必要な措置が求められることとなる。

○ 上記記述に、以下の内容の解説を補足する。

地方公共団体においても、規則第11条第4号の対象には、国と同様、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等に該当するか否かについて判断することとなる。なお、全国的な観点から見た場合に、必ずしも特異な記述であるとは認められないが、当該地方公共団体の区域においては、特異な記述であると認められる場合等も想定される。このような場合は、後述する規則第11条第5号の規定において求められる必要な措置を講じる等、規則第11条各号の規定を全て適用した上で、適切な加工を行われているかどうかに出る。対応することとなる。

3. 個人情報保護委員会規則第11条第5号に関するガイドラインの事例に対する補足

- 〇行個法についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編) P15
- (5) 1号から4号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。
- ○【想定される加工の事例】に、以下の事例を補足する。
- (記述等との差異の例)
 - ・ある地域の年齢上の偏り:

未就学児の身体検査の情報を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、ある地域は、少子高齢化が進んでおり、未就学児にあたる6歳児未満の児童者数が少なく生年月を含む外部情報との照合による特定の個人の識別される恐れがある場合に、第1号に基づき、仮に生年月日を生年月に加工した場合、生年月に関わる差異を考慮して、必要生年のみにする。

- (※)未就学児(0~5歳児)の生年月は12×6通りの72通りであり、対象年齢者数が少ない場合、特定の生年月の対象個人がわずかになる可能性が高くなるもの。
- (※)年齢は、一般的に、個人識別につながる可能性が高い属性であると評価されており、年齢以外の属性情報の偏りに対して、上記のような加工が必ず求められるわけではない。
- (※)地域の年齢上の偏りは、必ずしも地方公共団体が作成する非識別加工情報に特有の課題ではないが、 区域住民に関する情報を取り扱う地方公共団体において参考となることから、追加したもの。
- ・特定の学年におけるクラス数の偏り:

学校教育に関わる個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、特定の個人の識別につながる可能性を考慮して、学校名を削除する場合、各学校における学年とクラス数が含まれており、当該学年とクラス数の組み合わせから、学校を特定できるおそれがある場合に、各学校における各学年のクラスを識別できる記号やクラス数を削除する。

- (※)一般に小中学校の場合、各学校におけるクラス数は必ずしも一定ではなく、さらに学年により相違することがある。この結果、学年とクラス数の組み合わせから、学校を特定できる可能性が高まると考えられる。 (※)なお、学校名の特定が、どの程度、個人識別につながる可能性に影響するかは、児童数等、個別の状
 - 況によることに留意が必要。

!(レコードー部抽出(サンプリングを含む)に関する解説について)

地方公共団体が保有する個人情報は、ある地域住民の情報を網羅的に対象としている、つまり悉皆性が高いデータが多い場合があり、そのことにより非識別加工情報から特定の個人の識別ができる可能性が高まる点を考慮する必要がある。

ある者が非識別加工情報の対象となったデータに含まれる、ある特定の個人に関する「顕著な特徴」(※1)を知っており、さらにその者がそのデータに関する非識別加工情報にアクセスする場合、その者はその「顕著な特徴」が非識別加工情報に一つにのみ含まれることがわかれば、非識別加工情報のその「顕著な特徴」をもつ個人は、その特定の個人であると識別できる。

一方で、非識別加工情報への加工において、そこに含まれるあらゆる「顕著な特徴」を予め見つけることは容易とは限らない。その「顕著な特徴」に基づく特定の個人の識別に至る可能性を低減する方法として、レコードー部抽出(いわゆるサンプリングを含む。)がある。

個人情報を非識別加工情報に加工するときに、対象個人情報から無作為で一部の個人を選び、その個人に関する個人情報を削除しておくことにより、仮に非識別加工情報の中に、ある者が知り得る個人に関する「顕著な特徴」と合致する情報が一つ発見されたとしても、その者が知り得る個人に関する個人情報は予め削除されている可能性があり、その個人に関する情報とは判断できなくなり、「顕著な特徴」を有する情報から特定の個人の識別に至る可能性を低減することができる。

対象データに悉皆性が高い場合には特定の個人の識別に至る可能性が高いことを念頭に置く必要があり、 レコードー部抽出を行うことが望ましい。ただし、対象データの性質によってはレコードー部抽出が必要でない 場合もあることから(※2)、その必要性に応じて行われるべきである。

- ※1 ここにいう「顕著な特徴」は、特定の観察者が関心を有する個人について特に知り得るようなあらゆる情報を含むものである。一般的な意味での「顕著」、すなわち際立っている、明白であるといった情報に限られず、個々の値には特徴のない履歴等の組み合わせや、特定の時間・場所における記録の組み合わせなどであることもある。
- ※2 たとえば、非識別加工情報におけるレコードがすべて一意でない場合は、レコードー部抽出を行わなくとも、「顕著な特徴」により特定の個人が識別されるおそれはない。

参考資料3

「共同受託」のイメージ

- ①地方公共団体において、非識別加工情報の作成・提供に係る条例改正を実施。
- ②地方公共団体において、民間事業者からの提案を募集し、審査・契約の締結。
- ③非識別加工情報の作成に係る業務を事業者へ委託。
- ④受託事業者において非識別加工情報を作成。
- ⑤地方公共団体が民間事業者へ非識別加工情報を提供。

「共同受託」のイメージ

受託事業者 (複数の団体から受託)

- ・委託契約に基づき、非識別加工情報を作成
- ・必要な安全管理措置等





A市

B町

- ・非識別加工情報の作成・提供に係る条例改正
- ・条例に基づき、提案を募集し、審査・契約
- し・非識別加工情報を作成(当該業務を委託)・提供



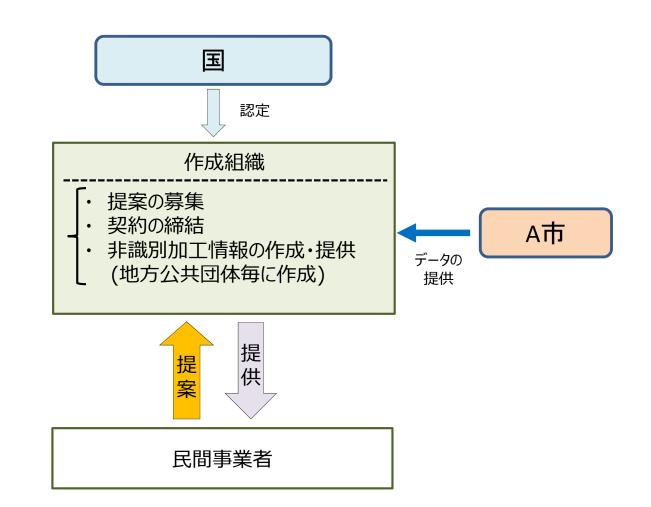


民間事業者

参考資料4

「作成組織」のイメージ

- ①非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、地方公共団体が保有している個人情報 の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織について、一定の基準に基づき国が認定。
- ②作成組織において、民間事業者からの提案を募集。
- ③提案に対応するために必要となる個人情報について、地方公共団体に対して情報提供を要請。
- ④地方公共団体は、要請に基づき、個人情報の目的外提供の可否を判断のうえ、提供。
- ⑤作成組織において、提供を受けた個人情報に係る非識別加工情報を作成し、提供。



地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用の ための仕組みの在り方に関する検討会 開催要綱

1 目的

本検討会は、「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」において「地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組み」について、引き続き検討する必要があるとされたこと、また、「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)において、非識別加工情報の加工やその活用について、立法措置による解決の可能性を含めた検討を行うこととされたこと等を踏まえ、地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方について検討を行うために開催する。

2 名称

本検討会は「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」と称する。

3 検討内容

- 非識別加工情報の提供に係るルールの在り方について
- ・複数の地方公共団体が保有する個人情報の共同加工等の仕組みについて
- ・データの円滑な流通や効率的な活用を図るためのデータ形式等について
- ・その他、地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のため の仕組みの在り方に関し検討を要する事項

4 検討会の構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員及びオブザーバーは、別添のとおりとする。
- (2) 本検討会に座長を1人置く。座長は構成員から選ぶものとする。
- (3) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長不在のときは座長に代わって本検討会を招集し、主宰 する。
- (6) 座長は、必要に応じて構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 ワーキンググループ

- (1) 座長は、必要があると認めるときは、本検討会の下でワーキンググループを開催することができる。
- (2) ワーキンググループの構成員は、ワーキンググループにおける調査・検 計事項に関し優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者とする。
- (3) ワーキンググループに主査を1人置く。主査は本検討会の構成員の中から座長が指名する。
- (4) ワーキンググループの行う調査・検討の内容については、適宜、本検討 会に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

6 任期

本検討会及びワーキンググループの構成員の任期は、就任を承諾した日から平成30年3月31日までとする。ただし、延長を妨げない。

7 議事等の公開

本検討会の会議は非公開とするが、会議終了後に配付資料を公表するとと もに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配付 資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

8 事務局

本検討会の庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室において行うものと する。 地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用の ための仕組みの在り方に関する検討会 構成員名簿

【構成員】(敬称略、50音順)

犬塚 克 横浜市市民局市民情報室市民情報課長

宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員/法務部長

岡村 久道 弁護士、京都大学大学院医学研究科講師

佐藤 一郎 国立情報学研究所副所長/教授

大門 一幸 豊島区政策経営部区民相談課長

田中 穂積 多久市総務課長

林 令子 徳島県政策創造部統計データ課長

松岡 萬里野 一般財団法人日本消費者協会理事長

村上 文洋 株式会社三菱総合研究所社会ICTイノベーション本部

ICT・メディア戦略グループ主席研究員

矢島 征幸 五霞町政策財務課主幹

(参考) オブザーバー

個人情報保護委員会事務局

総務省行政管理局情報公開·個人情報保護推進室

総務省情報流通行政局地方情報化推進室

総務省統計局統計調査部調査企画課

技術検討ワーキンググループの運営について

「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会開催要綱」に基づき、座長は、別紙の構成員をもって技術検討ワーキンググループを置くこととし、運営について以下のとおり決定する。

- 1 ワーキンググループには、主査代理を置くことができる。主査代理は、ワーキンググループ構成員のうちから主査が指名する。
- 2 ワーキンググループは、必要に応じてワーキンググループ構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 ワーキンググループの会合は非公開とするが、会合終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。 ただし、配付資料については、主査が必要と認める時は非公開とすることができる。
- 4 その他、ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。
- 5 ワーキンググループの庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室において 行うものとする。

技術検討ワーキンググループ 構成員名簿

【構成員】(敬称略、50音順)

秋山 直樹 豊島区政策経営部情報管理課長

犬塚 克 横浜市市民局市民情報室市民情報課長

岡田 英人 富士通株式会社第二行政ソリューション事業本部VP

佐藤 一郎 国立情報学研究所副所長/教授

佐藤 洋 日本電気株式会社公共ソリューション事業部

シニアエキスパート

高橋 克巳 NTTセキュアプラットフォーム研究所主席研究員

百武 芳和 多久市情報課長

松田 純一 株式会社日立製作所全国公共システム第三本部

公共システム推進第一部主管

森 亮二 弁護士

矢島 征幸 五霞町政策財務課主幹

山住 健治 徳島県経営戦略部電子行政推進課情報セキュリティ担当室長

<u>(参考)オブザーバー</u>

個人情報保護委員会事務局

総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室

総務省情報流通行政局地方情報化推進室

総務省統計局統計調査部調査企画課